

## 選挙管理委員会規程

制定：平成 28 年 5 月 26 日

### (目的)

第 1 条 本規程は、日本保全学会（以下、「本会」という）定款第 42 条に基づいて設置された委員会の活動のうち、定款第 5 条の規定に基づき実施される代議員選挙に関する基本事項を定める。

### (役割)

第 2 条 本委員会の役割は次のとおりである。

- (1) 代議員選挙に関する事項を定める。
- (2) 代議員選挙を実施する。

### (組織・任期等)

第 3 条 委員は、会員（正会員）の中から選任する。委員は 2 名以上 4 名以内とし、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

- 2 委員の任期は、選任の時から 2 年後に実施される代議員選挙の結果を理事会に報告する時までとする。再任を妨げない。ただし、交替または増員により委嘱された場合は、前任者または他の現任者の任期と同様とする。
- 3 委員は代議員選挙候補者となることはできない。
- 4 委員が会員資格を喪失したとき、同時に自動的に委員の資格も喪失する。
- 5 委員に選挙管理委員としてふさわしくない行動があったときは、理事会の決議によって、当該委員を解任することができる。
- 6 委員が会員資格を喪失したとき、同時に自動的に委員の資格も喪失する。

第 4 条 本委員会には委員長 1 名を置く。また、必要に応じて、副委員長、幹事を複数名置くことができる。任期は委員の任期に順じ、再任は妨げない。

- 2 委員長は委員の互選にて選任し、副委員長、幹事は、委員長が委員の中から指名する。委員長は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

### (運営)

第 5 条 委員長は本委員会を招集し、主査する。副委員長は委員会主査に関し委員長を補佐し、委員長に不慮の事故等があるときにはその職務を代行する。

第 6 条 本委員会は、代議員選挙実施時期に合わせて適宜開催する。

- 2 本委員会開催の必要性が生じたと判断される場合には、原則として委員長はこれを考慮し、委員会を開催する。
- 3 緊急を要する審議等に関しては、委員長の判断で書面（電子メール、FAX 等）又は web 会議により本委員会を開催し、審議を行うことができる。

第 7 条 本委員会は、委員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

- 2 議決を要する案件については、出席者の過半数をもって決する。但し、候補者の決定は、出席者の三分の二以上をもって決する。

第8条 代議員選挙の実施細目は、別途定める。

(選挙)

第9条 代議員の選任を行うため、正会員による選挙を行う。

(代議員の定数)

第10条 代議員の定数は、定款で定めた数とする。

(候補者の立候補)

第11条 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。

- 2 次の要件を満たす正会員は代議員選挙へ立候補することができる。
  - (1) 第6条の公募開始時に会員歴が3年以上あること。
  - (2) 第6条の公募開始時に年会費を完納していること。

(候補者名簿の作成、公告)

第12条 選挙管理委員会は、2年に1回10月に代議員の候補者を公募し、応募した正会員の全員を記載した候補者の名簿を作成し、その年の12月末日までに会員へ公告する。

(選挙権)

第13条 正会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

(投票方法)

第14条 投票は「保全学」誌に同封された用紙を使用し、それを本会選挙管理委員会宛に郵送する。

(代議員の選任)

第15条 第12条により公告された代議員候補者に対して、2年に1回1月に、正会員による選挙を行い、適任と認める票を有効投票の過半数獲得した者で、適任と認める得票数の多い順に定数枠に入る最大の人数の者を代議員とする。

(選挙結果の報告)

第16条 選挙管理委員長は、代議員の選挙後、その結果をすみやかに理事会に報告するとともに会員へ公告する。

(議事録の作成)

第17条 本委員会の議事録は、原則として副委員長又は幹事又は指定された委員が作成する。議事録は、事務局が保管する。

(事務局)

第 18 条 本委員会の事務局は本会の事務局が務める。

(その他)

第 19 条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則 (2020 年 6 月 29 日) この変更規程は、2020 年 6 月 29 日から施行する。